

2. 調剤基本料

- ① 総論
- ② 地域支援体制加算

調剤基本料(令和2年改定時)

項目	要件	点数 ※1
調剤基本料 1	調剤基本料 2、3-イ、3-ロ、特別調剤基本料以外 (医療資源の少ない地域にある薬局は、処方箋集中率の状況等によらず、調剤基本料 1)	42点
調剤基本料 2	次のいずれかに該当 ① 処方箋受付回数が 月4,000回超 +処方箋集中率 70%超 ② 処方箋受付回数が 月2,000回超 +処方箋集中率 85%超 ③ 処方箋受付回数が 月1,800回超~2,000回以下 +処方箋集中率 95%超 ④ いわゆる医療モール内の医療機関からの処方箋受付回数の合計が 月4,000回超 など	26点
調剤基本料 3	イ 同一グループ薬局※2による処方箋受付回数が 月3.5万回超 4万回以下 で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中率 95%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引：有 月4万回超40万回以下 で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中率 85%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引：有	21点
	ロ 同一グループ薬局※2による処方箋受付回数が 月40万回超 で、次のいずれかに該当 ①処方箋集中率 85%超 ②医療機関との間で不動産の賃貸借取引：有	16点
特別調剤基本料	次のいずれかに該当 ① 保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係：有+処方箋集中率 70%超 (いわゆる敷地内薬局等を想定) ② 地方厚生局に調剤基本料に係る届出を行わなかった場合	9点

※ 特別調剤基本料に該当する場合は、特別調剤基本料を優先

※ 1 医薬品の取引価格の妥結率が50%以下である場合等は、点数が50%減算される。

※ 2 同一グループ薬局は、当該薬局にとっての、①最終親会社、②最終親会社の子会社、③最終親会社の関連会社、④①~③とフランチャイズ契約を締結している会社が該当。

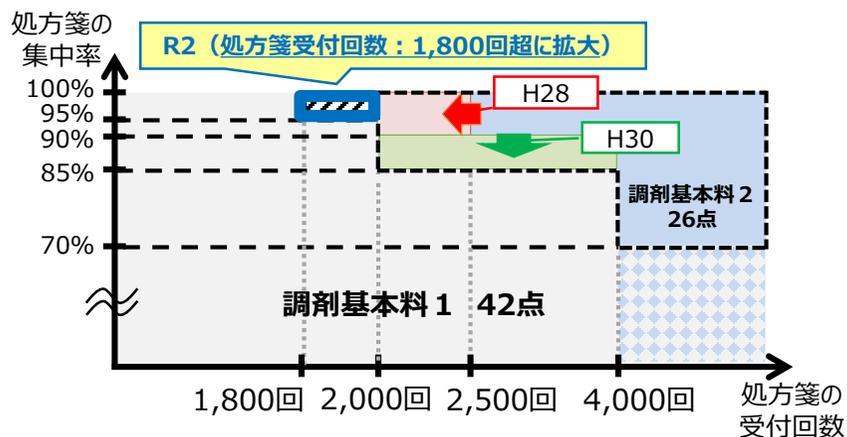
調剤基本料の見直し ①

処方箋の集中率が著しく高い薬局の調剤基本料の見直し

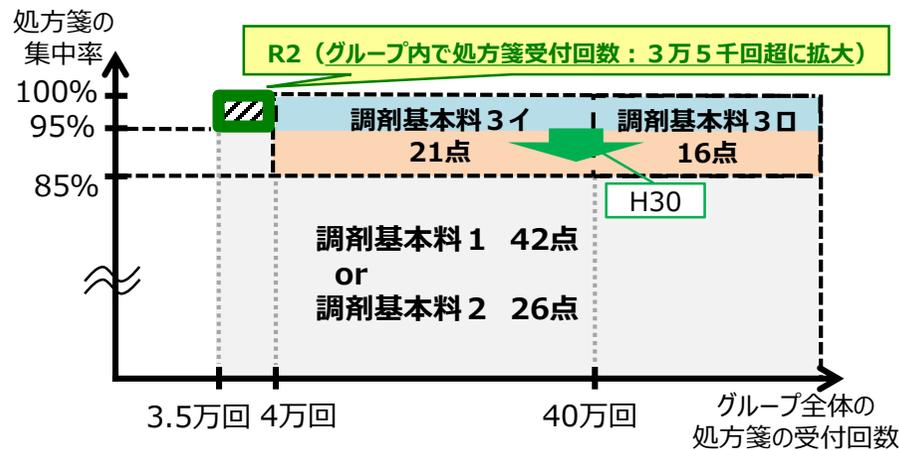
- 特定の医療機関からの処方箋の受付割合が95%を超え、かつ、処方箋の受付回数が一定程度ある薬局について、医薬品の備蓄の効率性や医療経済実態調査における損益率の状況等を踏まえ、調剤基本料2又は調剤基本料3の対象とする。

	要件		点数	
	処方箋受付回数等	処方箋集中率		
調剤基本料1	調剤基本料2、調剤基本料3及び特別調剤基本料以外		42点	
調剤基本料2	①処方箋受付回数が月2,000回超～4000回 ②処方箋受付回数が月4,000回超 ③処方箋受付回数が1,800回超～2,000回 ④特定の医療機関からの処方箋受付枚数が4,000回超	①85%超 ②70%超 ③95%超 ④ -	26点	
調剤基本料3 ※ 右記のほか、特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引があるもの。	イ	同一グループで処方箋受付回数が月3万5千回超～4万回	95%超	21点
		同一グループで処方箋受付回数が月4万回超～40万回	85%超	
	ロ	同一グループで処方箋受付回数が月40万回超		16点

(1) 大型チェーン薬局以外



(2) 大型チェーン薬局

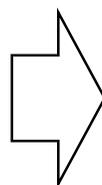


調剤基本料の見直し ②

いわゆる同一敷地内薬局等の調剤基本料の見直し

- 特別調剤基本料について、診療所と不動産取引等その他の特別な関係がある診療所敷地内の薬局等を対象に追加する。さらに、処方箋集中率の基準を引き下げ、点数も引き下げる。

現行	
病院敷地内の薬局等	特別調剤基本料 <u>11点</u>
	病院と不動産取引等その他の特別な関係：有 + 処方箋集中率 <u>95%超</u>



改定後	
病院敷地内の薬局等	特別調剤基本料 <u>9点</u>
<u>診療所敷地内の薬局等</u> ※1(同一建物内である場合を除く)	<u>医療機関</u> と不動産取引等その他の特別な関係：有 + 処方箋集中率 <u>70%超</u>

※1 診療所と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局については、平成30年4月1日以降に開局した場合のみを対象とするなど、一定の緩和措置あり

- 特別調剤基本料を算定する保険薬局について、かかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない場合の要件を見直す。

現行
○ かかりつけ機能に係る基本的な業務が年間合計 <u>10回未満</u> の場合に、調剤基本料を50%減



改定後
○ かかりつけ機能に係る基本的な業務が年間合計10回未満の場合に、調剤基本料を50%減
○ <u>いわゆる同一敷地内薬局</u> については <u>合計100回未満</u> の場合に、調剤基本料を50%減

<かかりつけ機能に係る基本的な業務> 平成30年度診療報酬改定時

①時間外等加算及び夜間・休日等加算、②麻薬管理指導加算、③重複投薬・相互作用等防止加算、④かかりつけ薬剤師指導料、⑤かかりつけ薬剤師包括管理料、⑥外来服薬支援料、⑦服用薬剤調整支援料、⑧在宅患者訪問薬剤管理指導料、⑨在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、⑩在宅患者緊急時等共同指導料、退院時共同指導料、⑪服薬情報等提供料、⑫在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料、⑬居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費

調剤基本料の特例

医療資源の少ない地域の薬局(平成30年度改定)

○ 医療資源の少ない地域の薬局について、当該地域に存在する医療機関が限定されることを踏まえ、調剤基本料の特例対象から除外する。

[調剤基本料注1のただし書きに規定する施設基準]

(1) 次のすべてに該当する保険薬局であること。

イ 「基本診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第62号)の別表第六の二に規定する地域に所在すること。

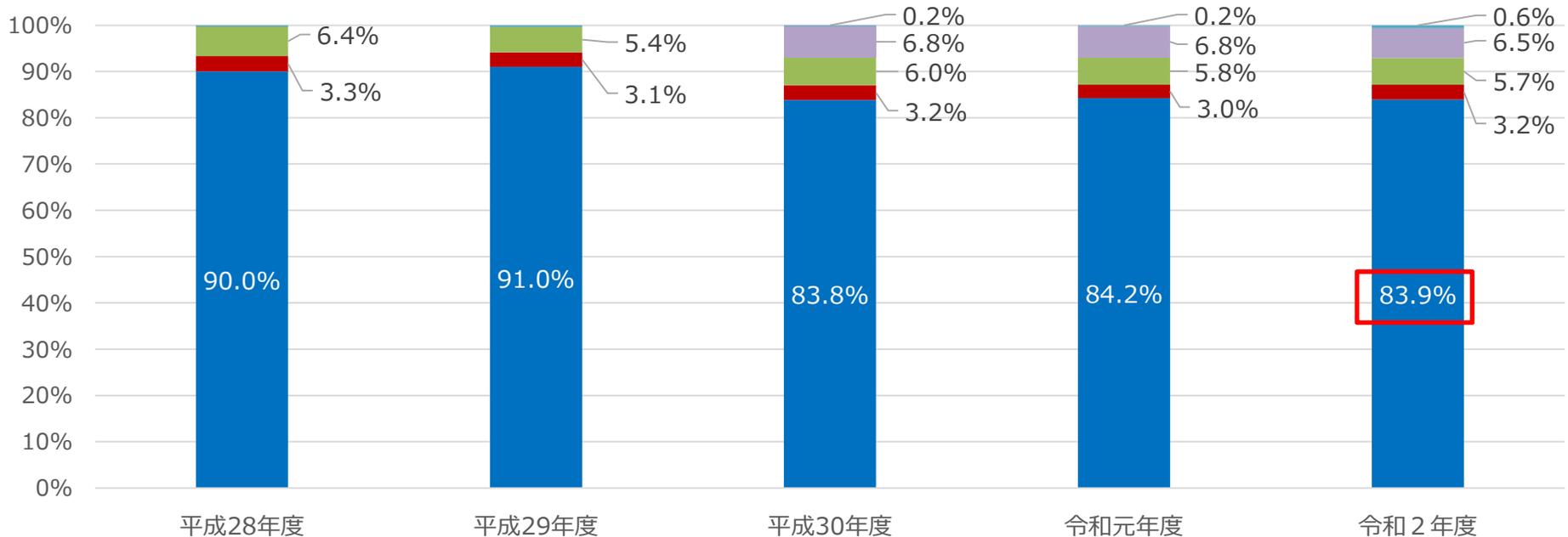
ロ 当該保険薬局が所在する特定の区域内において、保険医療機関(歯科医療を担当するものを除く。)の数が10以下であって、許可病床の数が200床以上の保険医療機関が存在しないこと。ただし、特定の保険医療機関に係る処方箋の調剤割合が70%を超える場合であって、当該保険医療機関が特定区域外に所在するものについては、当該保険医療機関を含むものとする。

ハ 処方箋受付回数が一月に2,500回を超えないこと。

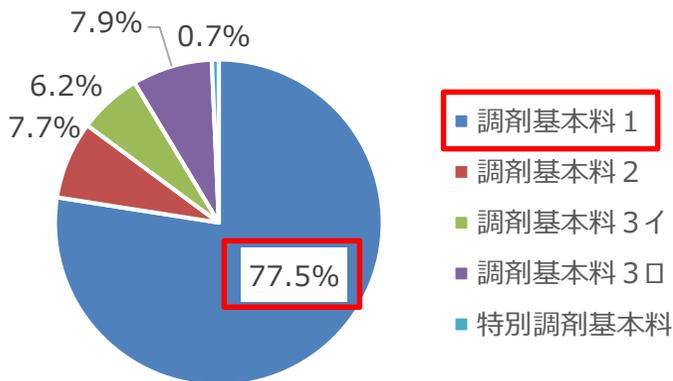
調剤基本料の構成比の推移等

- 調剤基本料 1 を算定する薬局の割合は平成30年度に減少し、令和 2 年 6 月では約84%であった。
- 算定回数については、調剤基本料 1 の占める割合は令和 2 年度では約78%であった。

各調剤基本料の構成比の推移 (平成28年度～平成29年度：各年度末時点の施設基準の届出状況、平成30年度～令和 2 年度：各年度 6 月の算定薬局数)



各調剤基本料の算定回数の割合 (令和 2 年 6 月審査分)



- 調剤基本料 1 (平成28年度～)
- 調剤基本料 2 (平成28年度～)
- 調剤基本料 3 (平成28年度～29年度) / 調剤基本料 3イ (平成30年度～)
- 調剤基本料 3ロ (平成30年度～)
- 調剤基本料 4 (平成28年度～29年度)
- 特別調剤基本料 (平成28年度～)

出典：

- 各調剤基本料の構成比の推移
 - ・平成28年度から平成29年度：保険局医療課調べ（各年3月31日時点の届出状況）
 - ・平成30年度から令和 2 年度：NDBデータ（各年 6 月時点の算定薬局数）
- 算定回数の割合：社会医療診療行為別統計（令和 2 年 6 月審査分）

薬局経営の効率性と薬局の機能（体制）を踏まえた調剤基本料の設定

- 調剤基本料は医薬品の備蓄（廃棄、摩耗を含む）等の体制整備に関する経費を評価したものであり、その区分は薬局経営の「効率性」を踏まえて設定している。
- 一方で、一定の機能（体制）を有する薬局を評価する、地域支援体制加算がある。

薬局経営の効率性を踏まえた調剤基本料の設定

- 集中度が高い
→ 医薬品の備蓄種類数が少なくてすむ
- 薬局単位での処方箋の受付回数が多い
- グループ単位での処方箋受付回数が多い
→ 規模が大きいことによるメリットがある



医療経済実態調査等のデータを踏まえ、「効率性の観点」で調剤基本料を設定

一定の機能を有する薬局の体制の評価

かかりつけ薬剤師が機能を発揮し、地域包括ケアシステムの中で地域医療に貢献する薬局を評価



一定の基準を満たす薬局は、地域支援体制加算が算定可能

<施設基準>

調剤基本料 1

調剤基本料 1 以外

- 地域医療に貢献することを体制を有することを示す実績
- 24時間調剤、在宅対応体制の整備 等

以下の基準のうち①～③を満たした上で、④又は⑤を満たすこと。
(1 薬局あたりの年間の回数)

- ① 麻薬小売業者の免許を受けていること。
- ② 在宅患者薬剤管理の実績 12回
- ③ かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出を行っていること。
- ④ 服薬情報等提供料の実績 12回
- ⑤ 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に1回以上出席

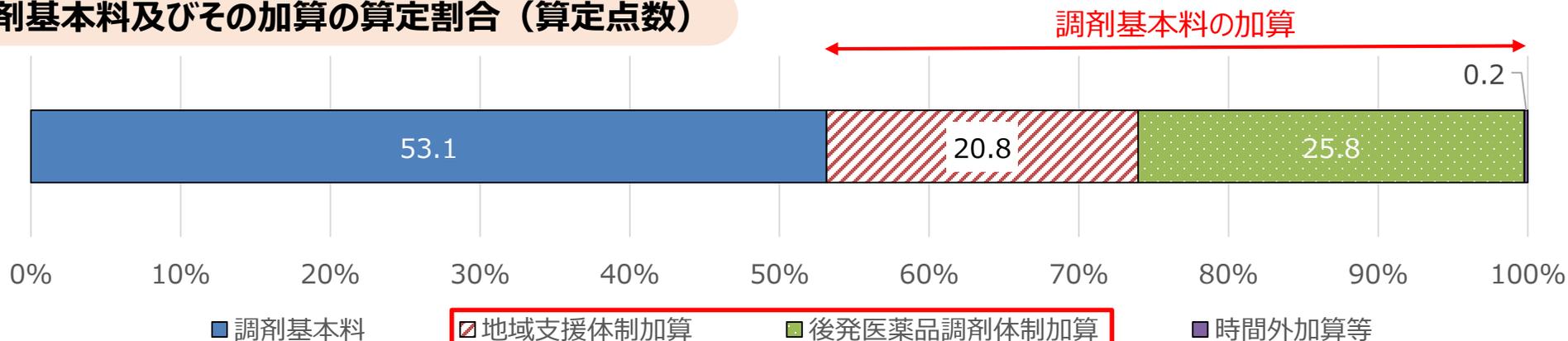
以下の基準のうち8つ以上の要件を満たすこと。
(1～8は常勤薬剤師1人あたりの年間回数、9は薬局あたりの年間の回数)

- ① 夜間・休日等の対応実績 400回
- ② 麻薬の調剤実績 10回
- ③ 重複投薬・相互作用等防止加算等の実績 40回
- ④ かかりつけ薬剤師指導料等の実績 40回
- ⑤ 外来服薬支援料の実績 12回
- ⑥ 服用薬剤調整支援料の実績 1回
- ⑦ 単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理の実績 12回
- ⑧ 服薬情報等提供料の実績 60回
- ⑨ 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に5回以上出席していること。

調剤基本料及びその加算

○ 調剤基本料及びその加算については、地域支援体制加算が約20%、後発医薬品使用体制加算が約25%を占めている。

調剤基本料及びその加算の算定割合（算定点数）



出典：社会医療診療行為別統計（令和2年6月審査分）

調剤基本料の主な加算

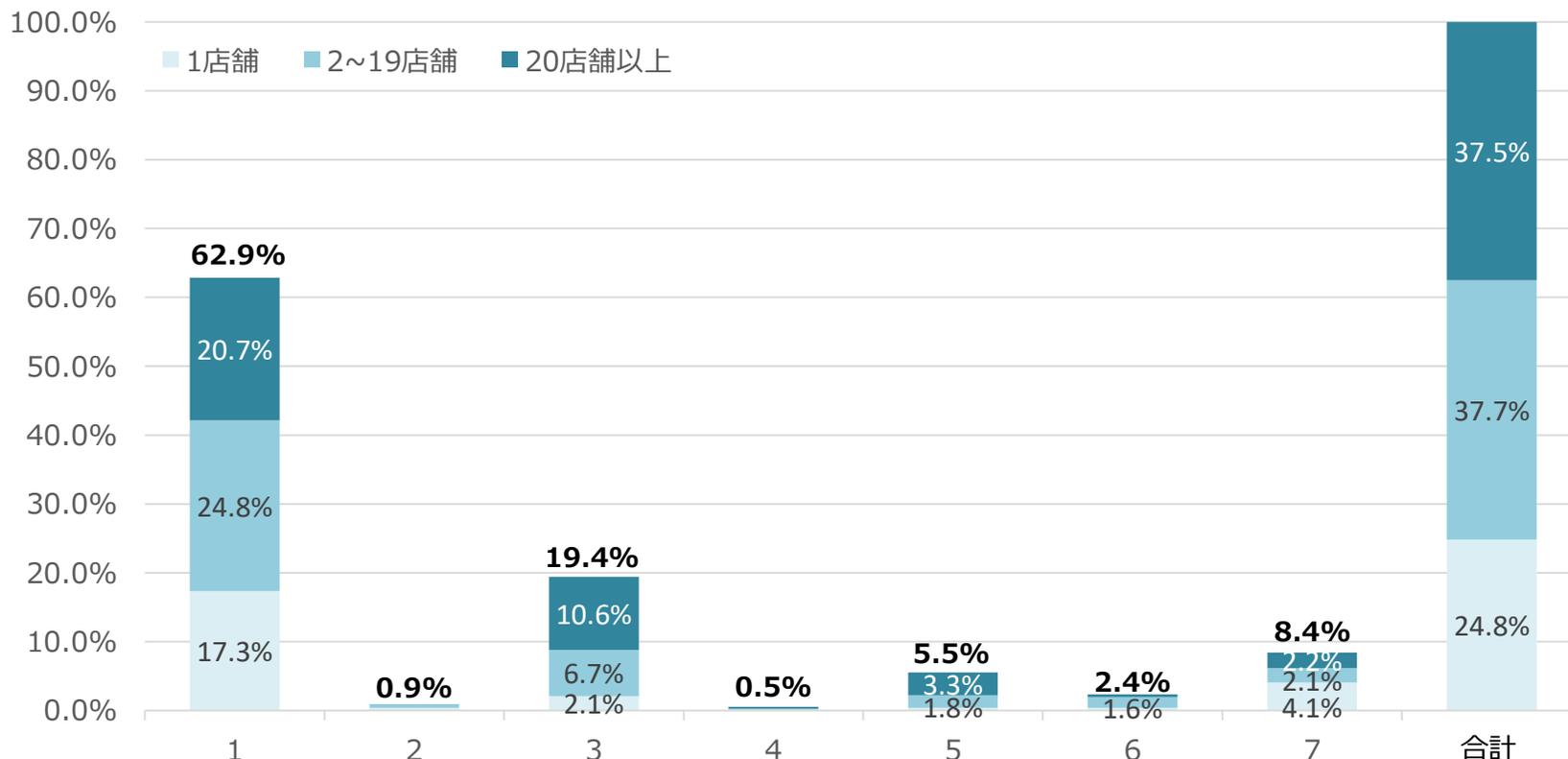
		点数
地域支援体制加算		38点
後発医薬品調剤体制加算	後発医薬品調剤体制加算 1（調剤数量割合75%以上）	15点
	後発医薬品調剤体制加算 2（調剤数量割合80%以上）	22点
	後発医薬品調剤体制加算 3（調剤数量割合85%以上）	28点
時間外加算等	時間外加算	調剤技術料（基礎額※）の100分の100
	休日加算	調剤技術料（基礎額）の100分の140
	深夜加算	調剤技術料（基礎額）の100分の200

※調剤基本料（加算等を含む）、調剤料、無菌製剤処理加算及び在宅患者調剤加算の合計額

薬局の立地及び開局規模に関する現状

○ 薬局の立地に関する現状については、診療所の近隣が約 6 割と最も多く、次いで病院の近隣が約 2 割、その他（面薬局等）が約 1 割であった。

薬局の立地状況（開局規模別）（n=762）

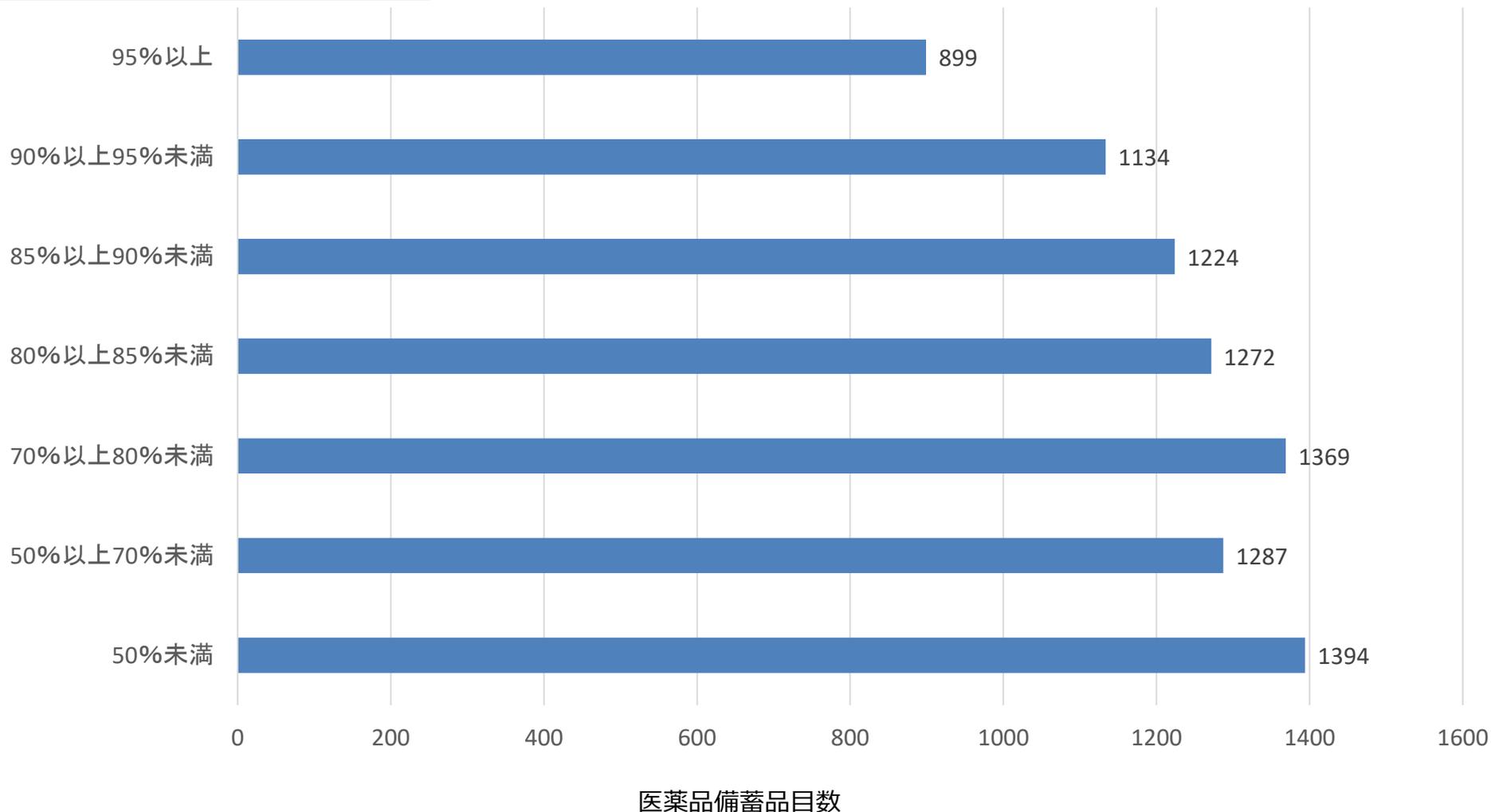


- | | |
|------------|------------------------------|
| 1. 診療所の近隣 | 5. 同一ビル内に複数の保険医療機関がある（医療モール） |
| 2. 診療所の敷地内 | 6. 同一ビル内に単一の保険医療機関がある |
| 3. 病院の近隣 | 7. その他 |
| 4. 病院の敷地内 | |

薬局における医薬品等の備蓄状況（処方箋集中率別）

- 集中率が高いほど、医薬品の備蓄品目数が少なくなる傾向にある。
- 特に集中率95%以上では備蓄品目数が少ない。

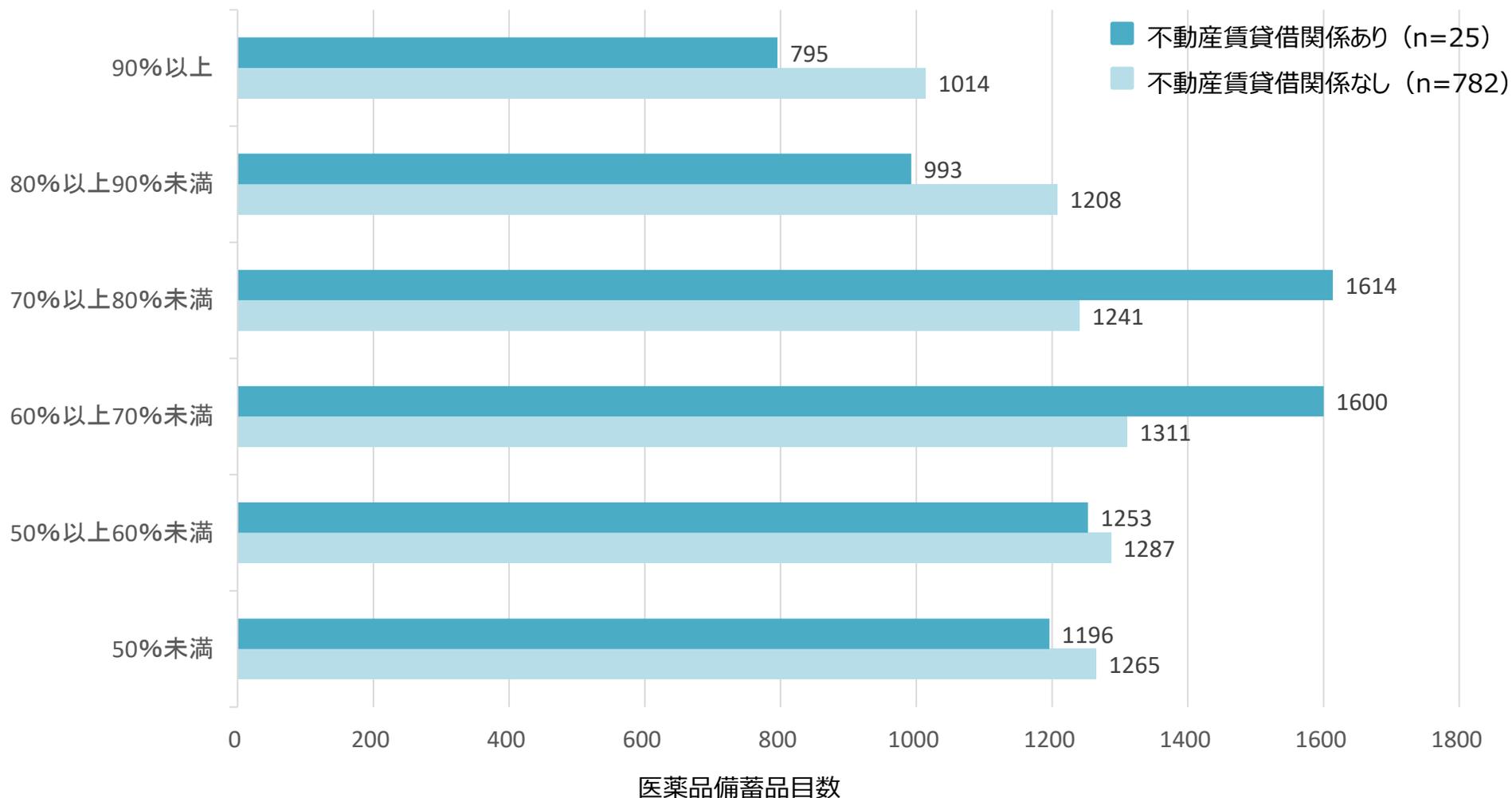
処方箋集中率別の医薬品備蓄品目数（回答薬局数=887）



薬局における医薬品等の備蓄状況（処方箋集中率別）

- 集中率が高いほど、医薬品の備蓄品目数が少なくなる傾向にある。
- 医療機関と不動産の賃貸借関係がある薬局においては、処方箋集中率80%以上では備蓄品目数が少ない。

医療機関との不動産賃貸借関係の有無別の医薬品備蓄品目数

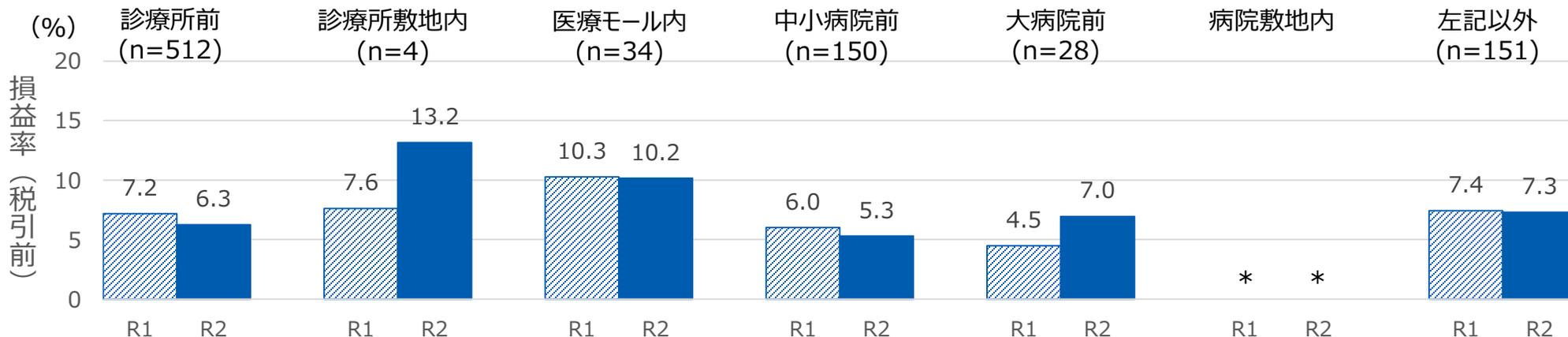


薬局の立地別の損益率

- 令和2年度改定後の損益率は、診療所前、中小病院前で減少していた。
- 回答のあった薬局数は少ないものの、診療所敷地内、医療モール内の薬局の損益率が高かった。

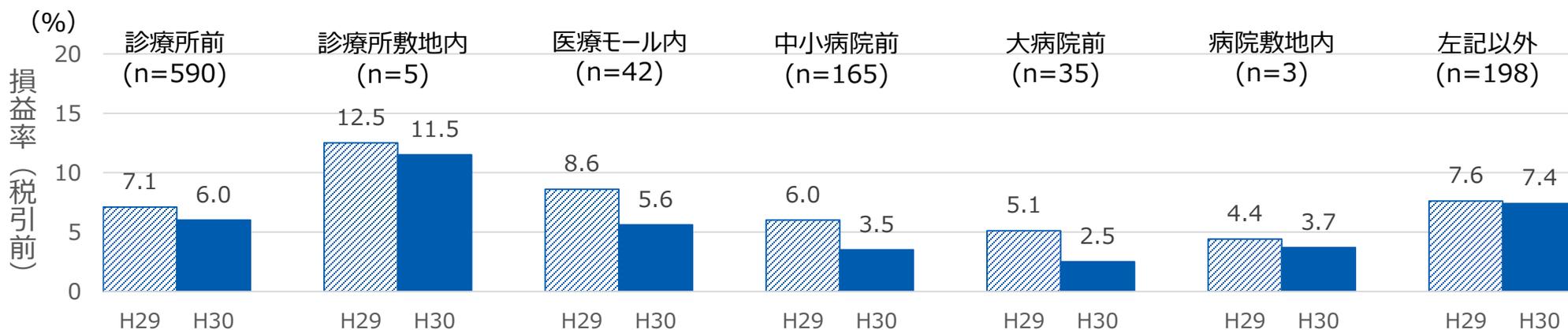
第23回医療実態調査（今回の調査）

※ 損益率は新型コロナウイルス感染症関連の補助金を除外して算出



* 施設数が1または2の場合、当該集計区分の数値を「*」で秘匿した。

(参考) 第22回医療実態調査（前回の調査）



医療経済実態調査の特別集計（法人店舗数別の損益率）

○ 同一グループの薬局の店舗数が多いほど、損益率が高くなる傾向がある。

1店舗あたりの状況 (上段：R1 下段：R2)	法人（同一グループの保険薬局の店舗数）				
	1店舗 (n=95)	2～5店舗 (n=256)	6～19店舗 (n=161)	20～299店舗 (n=197)	300店舗以上 (n=154)
Ⅰ. 収益*1	154,886	146,003	156,150	180,097	251,179
	149,443	142,394	154,748	178,679	247,458
Ⅱ. 介護収益	332	811	1,047	963	939
	274	846	1,195	944	979
Ⅲ. 費用	151,513	140,991	145,459	167,782	228,281
	148,754	139,100	146,190	166,157	221,237
1. 給与費	32,843	30,970	29,445	30,279	36,448
	32,835	30,919	30,228	30,287	35,954
2. 医薬品等費 (うち調剤用医薬品費*2)	104,584 (103,227)	95,848 (92,758)	101,520 (99,294)	114,783 (112,865)	153,507 (148,706)
	101,087 (99,605)	94,026 (91,570)	101,660 (100,166)	112,967 (110,929)	147,579 (142,862)
Ⅳ. 損益差額（税引前） (新型コロナウイルス感染症関連の補助金を 含めた損益差額)	3,705	5,823	11,737	13,279	23,837
	963 (1,211)	4,141 (4,459)	9,753 (10,150)	13,466 (14,022)	27,200 (27,603)
粗利益率*1 (%) ((収益+介護収益-医薬品等費) / (収益+介護収益))	32.6%	34.7%	35.4%	36.6%	39.1%
	32.5%	34.4%	34.8%	37.1%	40.6%
労働分配率*1 (%) (給与費/ (収益+介護収益-医薬品等費))	64.9%	60.8%	52.9%	45.7%	37.0%
	67.5%	62.8%	55.7%	45.4%	35.6%
損益率*1 (%) (損益差額/ (収益+介護収益))	2.4%	4.0%	7.5%	7.3%	9.5%
	0.6%	2.9%	6.3%	7.5%	10.9%

*1 新型コロナウイルス感染症関連の補助金を収益から除外して算出。

*2 調剤用医薬品費の回答がなかった施設については医薬品等費を調剤用医薬品費とみなして算出。

(単位：千円)

医療経済実態調査の特別集計（店舗数別の損益率）

中医協 総 - 2
元 . 1 2 . 4

○ 同一グループの薬局の店舗数が6店舗以上の場合では、損益率にほとんど差はなかった。

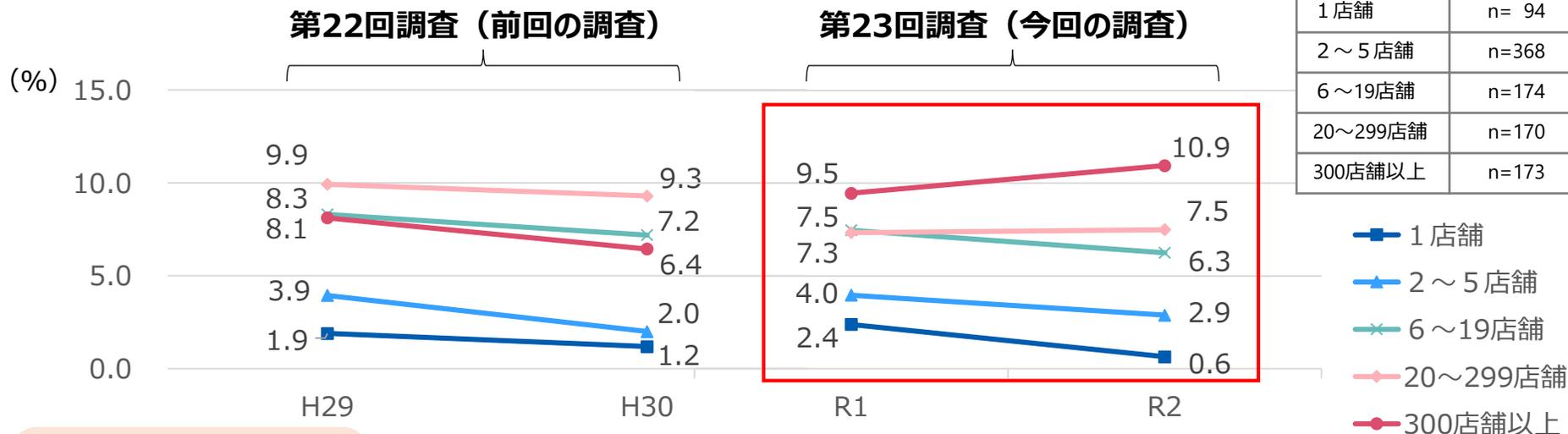
1店舗あたりの状況	同一グループの保険薬局の店舗数					
	1店舗 (n=94)	2~5店舗 (n=368)	6~10店舗 (n=115)	11~19店舗 (n=59)	20~99店舗 (n=118)	100店舗以上 (n=225)
I. 収益	141,853	158,927	187,667	207,852	170,668	288,610
II. 介護収益	163	509	538	446	729	771
III. 費用	140,331	156,246	174,706	193,212	158,040	267,402
1. 給与費	28,517	33,595	33,660	36,028	27,141	37,799
2. 医薬品等費	98,108	105,347	122,252	136,490	114,143	193,739
IV. 損益差額（税引前） （損益率；％）	1,684 (1.2%)	3,190 (2.0%)	13,498 (7.2%)	15,086 (7.2%)	13,357 (7.8%)	21,979 (7.6%)

（単位：千円）

法人店舗数別の薬局の損益率、損益差額の推移

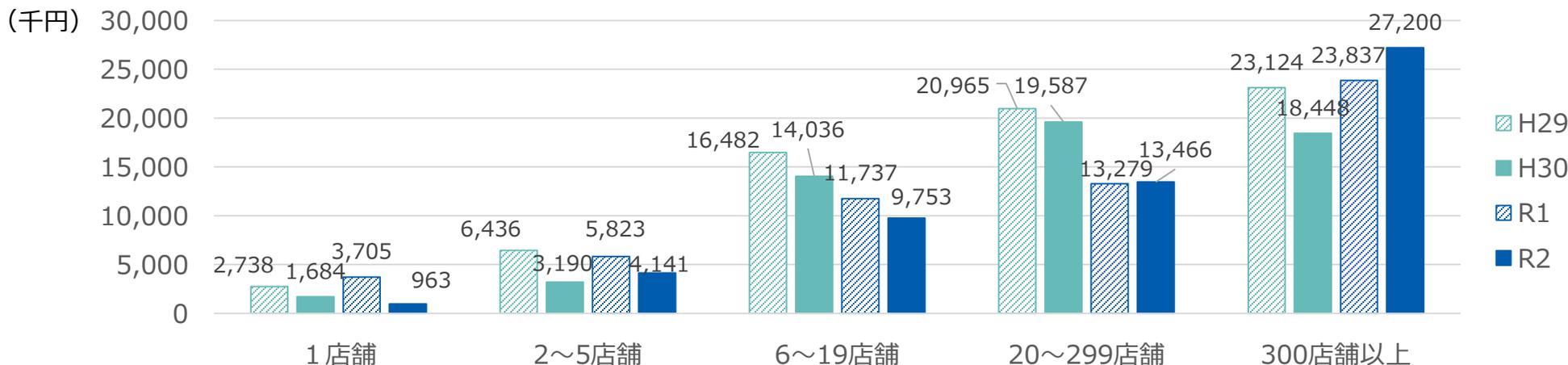
- 令和2年度改定後は20店舗以上の薬局では損益率が増加しているが、それ以外の薬局では損益率は減少している。
- 損益差額は、300店舗以上の場合が最も大きい。

損益率※（税引前）



	H29～H30	R1～R2
1店舗	n= 94	n= 95
2～5店舗	n=368	n=256
6～19店舗	n=174	n=161
20～299店舗	n=170	n=197
300店舗以上	n=173	n=154

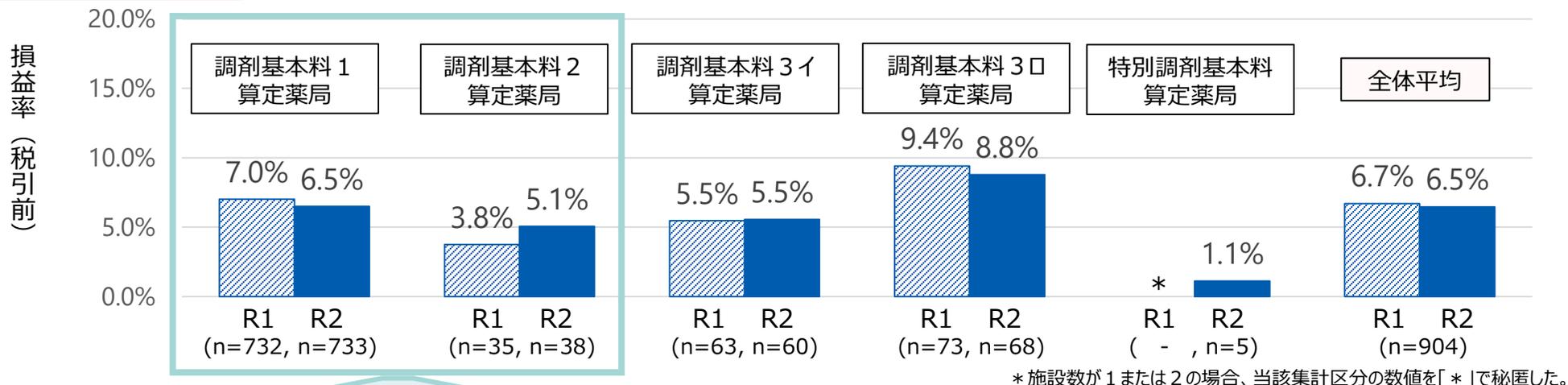
損益差額*（税引前）



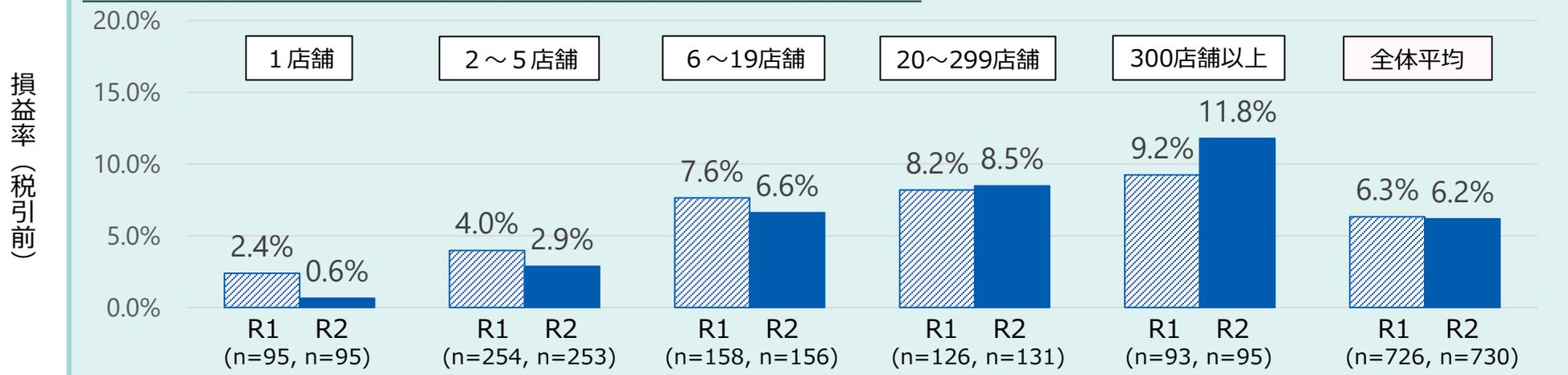
薬局の調剤基本料別の損益率

○ 調剤基本料 1 又は 2 の算定薬局においては、グループ店舗数300店舗以上の薬局の損益率が高かった。

調剤基本料別



調剤基本料 1 又は 2 の算定薬局におけるグループ店舗数別 (法人店舗数別の損益率)



特別調剤基本料

- 敷地内薬局等については、**(1)「医療機関と不動産取引等その他特別な関係」を有し、かつ、(2)一定の要件を満たす場合**、調剤基本料は、**特別調剤基本料（9点）**となる。

(1)不動産取引等その他の特別な関係	<p>次のいずれかに該当する薬局は、「医療機関と不動産取引等その他特別な関係」を有すると判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある ② 医療機関が譲り渡した不動産の利用して開局している ③ 薬局が所有する会議室その他設備を医療機関に貸与している ④ 医療機関による開局時期の指定を受けて開局した
--------------------	---

(2)対象薬局	病院敷地内等の薬局の場合	診療所敷地内等の薬局の場合
開局時期	<p>平成28年10月1日以降（注）</p> <p>（注1）③会議室その他設備の貸与は開局時期によらず適用される</p> <p>（注2）平成28年9月30日以前に開局したものであっても、平成28年10月1日以降に特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となった場合には、特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局と判断</p>	<p>平成30年4月1日以降（注）</p> <p>（注1）③会議室その他設備の貸与は開局時期によらず適用される</p> <p>（注2）平成30年3月31日以前に開局したものであっても、平成30年4月1日以降に特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となった場合には、特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局と判断</p>
処方箋集中率	70%超	

(例外)対象とならない薬局	<p>医療資源の少ない地域に所在する薬局</p> <p><基準> 以下のいずれにも該当した場合</p> <p>①医療資源の少ない地域に所在、②中学校区内の医療機関数：10以下+200床以上の医療機関なし、③処方箋受付回数：1月に2,500回以下</p>	
		<p>同一建物内に診療所が所在</p> <p>※同一建物内に診療所がある場合（医療モール等）は、調剤基本料2又は調剤基本料3として対応</p>

特別調剤基本料の該当性の判断が困難な事例

- 敷地内薬局と考えられる立地にあるが、特別調剤基本料の該当性の判断が困難な事例がみられる。

事例
①

医療機関Aが賃借する不動産を第三者Xが賃借し、当該賃借人Xと薬局Pの間で賃貸借契約を行っている

事例
②

医療機関Aが所有する不動産を第三者Xが賃借し、その不動産を当該賃借人Xから第三者Yに賃借し、当該賃借人Yと薬局Pの間で賃貸借契約を行っている

事例
③

病院Aの近隣に開設していた薬局Pが敷地内に移転し、指定日を遡及して保険薬局の指定を受けている

事例
④

医療機関Aとの関係性が不明な事業者Bが所有する不動産を第三者Xが賃借し、当該賃借人Xと薬局Cの間で賃貸借契約を行っている

事例
⑤

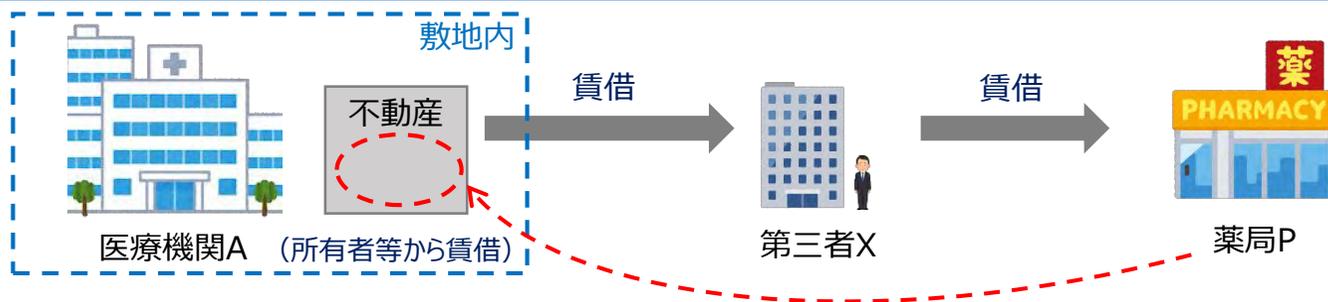
医療機関Aからの公募に応じて開局している薬局Pが、開局時期の指定を受けていない

事例①

- 医療機関が貸借している不動産を転貸借している事例。

事例①

医療機関Aが貸借する不動産を第三者Xが貸借し、当該貸借人Xと薬局Pの間で賃貸借契約を行っている



通知

1 「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」とは、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものであること。ただし、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合は、ここでいう「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」には該当しない。

- (1) 当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合
- (2) 当該保険医療機関が譲り渡した不動産（保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。）を利用して開局している保険薬局である場合
- (3) 当該保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している保険薬局である場合
- (4) 当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した保険薬局である場合

3 1の「賃貸借取引関係」とは、保険医療機関と保険薬局が直接不動産の賃貸借取引を契約している場合を指す他、次の(1)から(3)までの場合を含む。

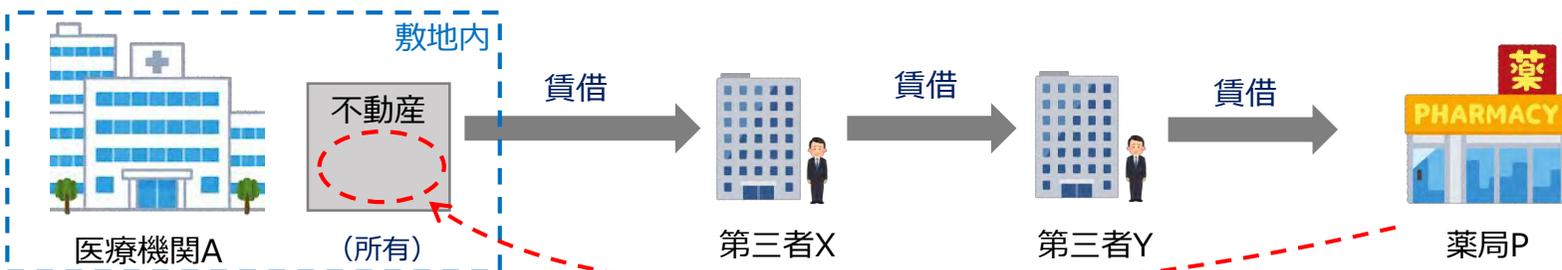
- (1) 保険医療機関が所有する不動産を第三者が賃借し、当該賃借人と保険薬局との間で賃貸借取引を契約している場合
- (2) 保険薬局が所有する不動産を第三者が賃借し、当該賃借人と保険医療機関との間で賃貸借取引を契約している場合
- (3) 保険医療機関及び保険薬局の開設者の近親者が当該契約の名義人となっている場合及び保険医療機関及び保険薬局が法人である場合の当該法人の役員が当該契約の名義人となっている場合

事例②

- 医療機関と保険薬局の間に、第三者による不動産賃借が2件以上介在する事例。

事例②

医療機関Aが所有する不動産を第三者Xが賃借し、その不動産を当該貸借人Xから第三者Yに賃借し、当該貸借人Yと薬局Pの間で賃貸借契約を行っている



通知

1 「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」とは、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものであること。ただし、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合は、ここでいう「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」には該当しない。

- (1) 当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合
- (2) 当該保険医療機関が譲り渡した不動産（保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。）を利用して開局している保険薬局である場合
- (3) 当該保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している保険薬局である場合
- (4) 当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した保険薬局である場合

3 1の「賃貸借取引関係」とは、保険医療機関と保険薬局が直接不動産の賃貸借取引を契約している場合を指す他、次の(1)から(3)までの場合を含む。

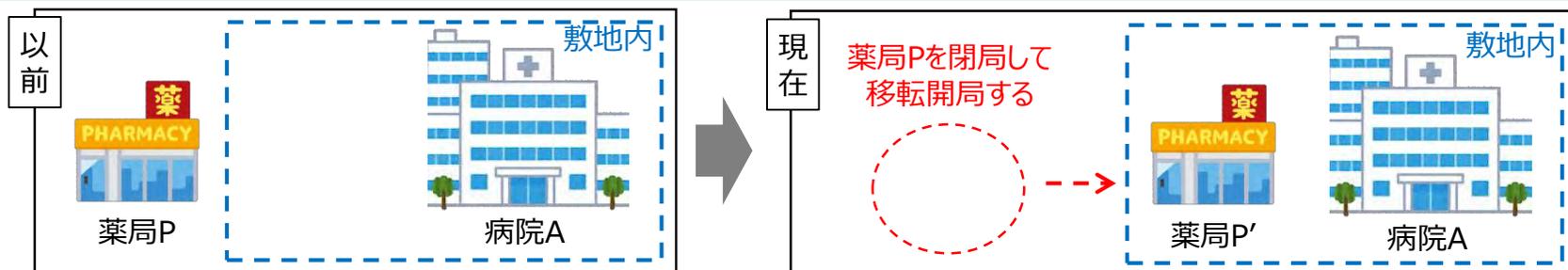
- (1) 保険医療機関が所有する不動産を第三者が賃借し、当該賃借人と保険薬局との間で賃貸借取引を契約している場合
- (2) 保険薬局が所有する不動産を第三者が賃借し、当該賃借人と保険医療機関との間で賃貸借取引を契約している場合
- (3) 保険医療機関及び保険薬局の開設者の近親者が当該契約の名義人となっている場合及び保険医療機関及び保険薬局が法人である場合の当該法人の役員が当該契約の名義人となっている場合

事例③

- 病院敷地内に移転した薬局が保険薬局の遡及指定を受けており、遡及前の保険指定が平成28年9月30日以前であった事例。

事例③

病院Aの近隣に開設していた薬局Pが敷地内に移転し、指定日を遡及して保険薬局の指定を受けている



通知

1 「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」とは、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものであること。ただし、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合は、ここでいう「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」には該当しない。

- (1) 当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合
- (2) 当該保険医療機関が譲り渡した不動産（保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。）を利用して開局している保険薬局である場合
- (3) 当該保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している保険薬局である場合
- (4) 当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した保険薬局である場合

6 1の(2)については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に「当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係がある場合」と判断する。この場合において、譲り受けた者が更に別の者に譲り渡した場合を含め、譲り受けた者にかかわらず適用する。

- (1) 平成28年10月1日以降に病院である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局している場合
- (2) 平成30年4月1日以降に診療所である保険医療機関が譲り渡した不動産を利用して開局している場合

事例③（続き）

- 病院敷地内に移転した薬局が保険薬局の遡及指定を受けており、遡及前の保険指定が平成28年9月30日以前であった事例。

令和2年4月16日事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その5）

問1 特別調剤基本料への該当性の判断には、保険薬局の開局年月日が含まれている。保険薬局の開設者の変更等の理由により、新たに保険薬局に指定された場合であっても遡及指定を受けることが可能な程度に薬局や患者の同等性が保持されているときには、当該薬局が最初に指定された年月日により特別調剤基本料への該当性を判断することで良いか。

（答）最初に保険薬局として指定された年月日により判断する。

令和2年7月20日事務連絡 疑義解釈資料の送付について（その23）

問1 「平成30年4月1日以降に開局したものに限り「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局」と判断する。」とあるが、平成30年3月31日以前に開局したもので、平成30年4月1日以降に特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となった場合は、どのように判断するのか。

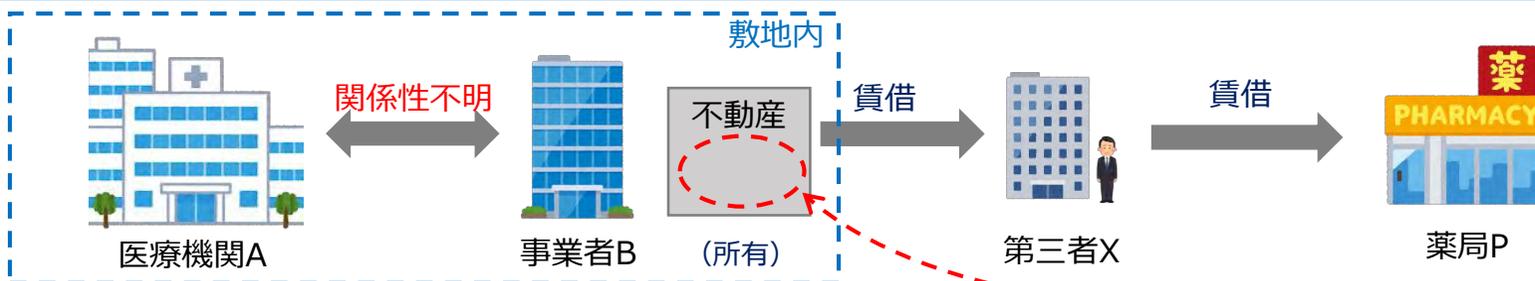
（答）平成30年3月31日以前に開局したものであっても、当該規定の趣旨を踏まえ、平成30年4月1日以降に特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となった場合には、特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局と判断する。なお、平成28年9月30日以前に開局した保険薬局であって、平成28年10月1日以降に病院である特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局となった場合も同様に、特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局と判断する。

事例④

- 医療機関との関係性が不明な事業者が所有する不動産の転貸借が行われていた事例。

事例④

医療機関Aとの関係性が不明な事業者Bが所有する不動産を第三者Xが賃借し、当該賃借人Xと薬局Cの間で賃貸借契約を行っている



通知

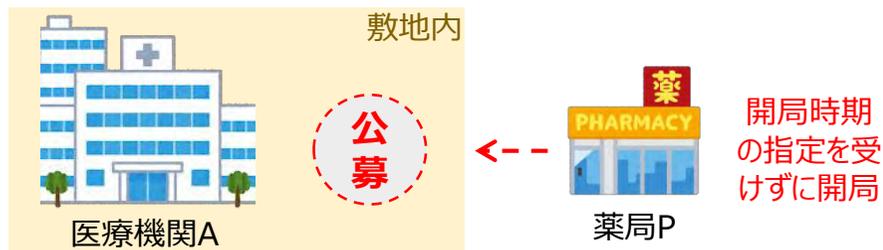
- 1 「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」とは、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものであること。ただし、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合は、ここでいう「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」には該当しない。
 - (1) 当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合
 - (2) 当該保険医療機関が譲り渡した不動産（保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。）を利用して開局している保険薬局である場合
 - (3) 当該保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している保険薬局である場合
 - (4) 当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した保険薬局である場合

事例⑤

- 医療機関からの公募に応じて開局している薬局が開局時期の指定を受けていなかった事例。

事例⑤

医療機関Aからの公募に応じて開局している薬局Pが、開局時期の指定を受けていない



通知

8 1の(4)については、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に「当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した」と判断する。

- (1) 病院からの公募に応じるなど、開局時期の指定を受けて平成28年10月1日以降に開局した場合
- (2) 診療所からの公募に応じるなど、開局時期の指定を受けて平成30年4月1日以降に開局した場合

調剤基本料について

<調剤基本料>

- 調剤基本料 1 を算定する薬局の割合は平成30年度に減少し、令和 2 年 6 月では約84%であった。
- 調剤基本料の区分は薬局経営の効率性を踏まえて設定している。一方で、一定の機能を有する薬局の体制を評価するものとして、地域支援体制加算と後発医薬品調剤体制加算がある。
- 処方箋集中率が高いほど、医薬品の備蓄品目数が少なくなる傾向にあり、特に処方箋集中率90%以上では備蓄品目数が少なく、95%を超えると顕著に少ない。
- 回答のあった薬局数は少ないものの、保険医療機関の敷地内の薬局の損益率が高かった。
- 令和 2 年度改定後は、同一グループの店舗数が20店舗以上の薬局では損益率が増加しているが、それ以外の薬局では損益率は減少している。また、同一グループの薬局の損益差額は、300店舗以上の場合が最も大きかった。



【論点】

- 薬局の同一グループの店舗数や立地別の収益状況を踏まえ、調剤基本料についてどのように考えるか。
- 保険医療機関の敷地内にあり、不動産の賃貸借等の関係にある薬局等の評価をどのように考えるか。